

鳥獣被害緊急総合対策

【鳥獣被害防止総合対策交付金 11,283(2,278)百万円】

うち緊急対策枠 10,001百万円

【産地活性化総合対策事業 10,704(6,515)百万円の内数】

対策のポイント

- ・全国各地で野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中、戸別所得補償制度の本格実施に当たり、安心して農業に取り組むことができる環境を整備するため、鳥獣被害防止対策を緊急的に強化します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物被害金額は約200億円で高止まりしています。
- ・戸別所得補償制度の導入を円滑に行うためには、不作付けや生産意欲の低下の一因となっている鳥獣被害の対策が必要不可欠となっています。
- ・畜産農家が安心して経営を続けられるようにするため、畜産地域において口蹄疫の感染源となりうる野生鳥獣と家畜の棲分け対策が求められています。
- ・このほか、県域を越えて移動する鳥獣に対する広域的に連携した取組、地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策を強化することが必要です。

政策目標

事業実施地区における事業効果（鳥獣による被害金額の低減等）

310億円

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止対策の緊急的強化

都道府県への交付金に緊急対策枠を設け、モンキードッグをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のための取組に対する支援を強化します。

2. 県域を越えた広域的な取組等に対する支援

県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成を国が直接採択事業により支援します。

鳥獣被害防止総合対策交付金 11,283(2,278)百万円
うち緊急対策枠 10,001百万円
産地活性化総合対策事業 10,704(6,515)百万円の内数
補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：地域協議会、民間団体等

[お問い合わせ先：生産局農業生産支援課（03-3591-4958(直)）]

鳥獣被害緊急総合対策

I 鳥獣被害防止対策の緊急的強化(都道府県向け交付金)

【11,283(2,278)百万円】
うち緊急対策枠 10,001百万円

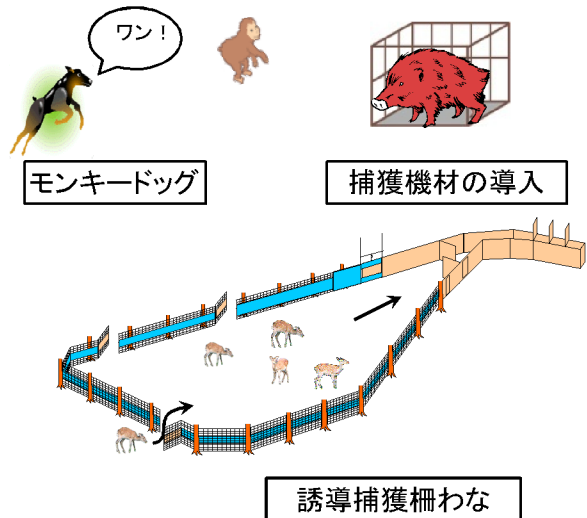
○戸別所得補償制度の本格実施に当たり、安心して農業ができる環境を整備するため、都道府県向けの交付金に緊急対策枠を措置し、鳥獣被害防止対策を緊急的に強化します。

1 ソフト対策

【事業実施主体】
地域協議会

【事業内容】

- 地域ぐるみの被害防止活動
 - ・ 捕獲機材の導入
 - ・ 犬を活用した追い払い
 - ・ 放任果樹の除去 等
- 先進的な被害防止対策※
 - ・ 発信器を活用した生息調査
 - ・ 誘導捕獲柵わな
 - ・ 大規模緩衝帯 等



【補助率】定額(市町村当たり原則 2百万円以内)

※ 先進的な対策を行う場合、必要経費に応じて助成

2 ハード対策

【事業実施主体】
地域協議会、地域協議会の構成員

【事業の内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設※
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設
- 焼却施設等



侵入防止柵

【補助率】1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

II 県域を越えた広域的な取組に対する支援(国の直接採択)

【10,704(6,515)百万円の内数】

- ・ 県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策に対する支援
- ・ 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等の支援